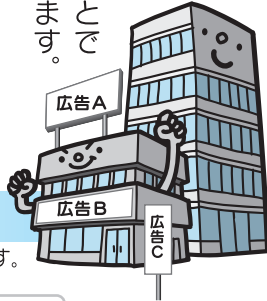




●許可区域  
色分けの区域ごとき  
許可基準が異なります。



●自家用広告物の許可基準

●禁止区域 県立自然公園など

広告面積の合計が5㎡以内の場合、許可は不要です。

広告面積の合計 ≤ 20㎡

は広告ABC  
の合計面積

●第1種許可区域 第2種許可区域を除く許可区域

広告面積の合計が10㎡以内の場合、許可は不要です。

広告面積の合計 ≤ 100㎡ または 建築物の床面積 × 10%

●第2種許可区域 都市計画区域の一部の区域 (中心市街地等の地域)

広告面積の合計が20㎡以内の場合、許可は不要です。

広告面積の合計 ≤ 150㎡ または 建築物の床面積 × 15%

- こんなとき許可が必要です
  - ①自家用広告物の総面積が、区域ごとに定められた許可不要面積を超える場合
  - ②店舗等の敷地以外に、広告物や立看板等を設置する場合

※自家用広告物とは、店舗等の敷地に店名や営業内容を表示した広告物です。

詳しくは、お尋ねください。



問 まちづくり部都市計画課  
☎ (23)9418 担当:中島

佐賀県屋外広告物条例が改正(平成22年4月1日施行)されました

市内に広告物を設置する場合、市長の許可が必要です

春から秋にかけて晴れの日中が要注意

光化学オキシダントにご注意ください

●光化学オキシダントとは？  
(光化学スモッグ)

自動車の排気ガスや工場からの煙に含まれる窒素酸化物などが、太陽の紫外線を受けて、オゾンを主体とした酸化力の強い物質を生成します。これが「光化学オキシダント」です。

●濃度が高い日は要注意

春から秋にかけての晴れた日中に高濃度となる傾向があります。日差しが強く、気温が高く、風の弱い日は要注意です。また、一日のうちでは、午後2時頃から午後4時頃まで濃度が最も高くなる傾向があります。

●注意報が発令されます

佐賀県環境センターが設置している武雄測定局において、光化学オキシダントの1時間値が0.12ppmを越えた場合に、市内全域に注意報が発令されます。

●注意報が発令された場合 どうしたらいいですか？

- ◇外出を控え、特に屋外での激しい運動は避けてください。
- ◇自動車の使用を控えてください。



- ◇次のような症状が出た時は、洗顔、洗眼、うがいを行って、室内で休息してください。
- ・目がチカチカ、シヨボシヨボする
- ・涙が異常にでる
- ・喉が痛む、咳がでる
- ・胸部に不快感を覚える
- ◇症状が回復しない時は医師の診断を受けてください。

問 まちづくり部環境課 ☎ (23)9130  
 杵藤保健福祉事務所 ☎ (22)2103

担当:竹内・樋渡(環境課)